#### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う

## スポーツドクター・アスレティックトレーナー2021年4月1日付登録手続き特例措置

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で更新研修の開催が中止となったことに伴い、公認スポーツドクター及び公認アスレティックトレーナー資格においては、2021年4月1日付更新登録・再登録に関して、特例として以下のとおりの取り扱いといたします。

## ■対象者

資格有効期限: 2021 年 3 月 31 日

資格の種類:スポーツドクター、アスレティックトレーナー(AT)

### ■対応

上記の対象者については、所定の更新研修の受講状況に関わらず、2021年4月1日付の登録手続きの対象といたします。

但し、<u>本来必要な所定の研修(2021 年 3 月 31 日更新分)を修了できずに登録される方は、2021 年 9 月 30 日までに</u> 2021 年 3 月 31 日更新分の研修を受講いただく必要があります。

- ※ 本来必要な所定の研修(2021 年 3 月 31 日更新分)を修了できずに登録された方で、2021 年 9 月 30 日までに 2021 年 3 月 31 日更 新分の研修を受講いただけなかった場合の対応は、当該対象者となった方へ個別にご案内いたします。
- ※ AT 資格保有者には、更新研修当日の受付時にその時点で有効な一次救命処置(BLS)資格の修了証または認定証(以下「認定証等」)の提示を義務付けていますが、2021 年 3 月 31 日までに開催される更新研修(各種 BLS 資格講習の開催状況によっては期間の延長も検討しております)に参加する場合に限り、その時点で有効でなくとも 2020 年 2 月 29 日時点で有効な認定証等を提示すれば、その時点で有効な認定証等を提示したことといたします。なお、この特例を活用した場合でも、BLS 資格の保持の義務付けの趣旨に鑑み、お早目に BLS 講習会を受講し、BLS 資格を有効な状態にしていただくようにお願いいたします。

#### ■今後の手続き・スケジュール

【2021年4月1日付の登録手続き】

2021年1月下旬~2月上旬

登録手続きのご案内を送付いたします。

2021年2月上旬~3月31日

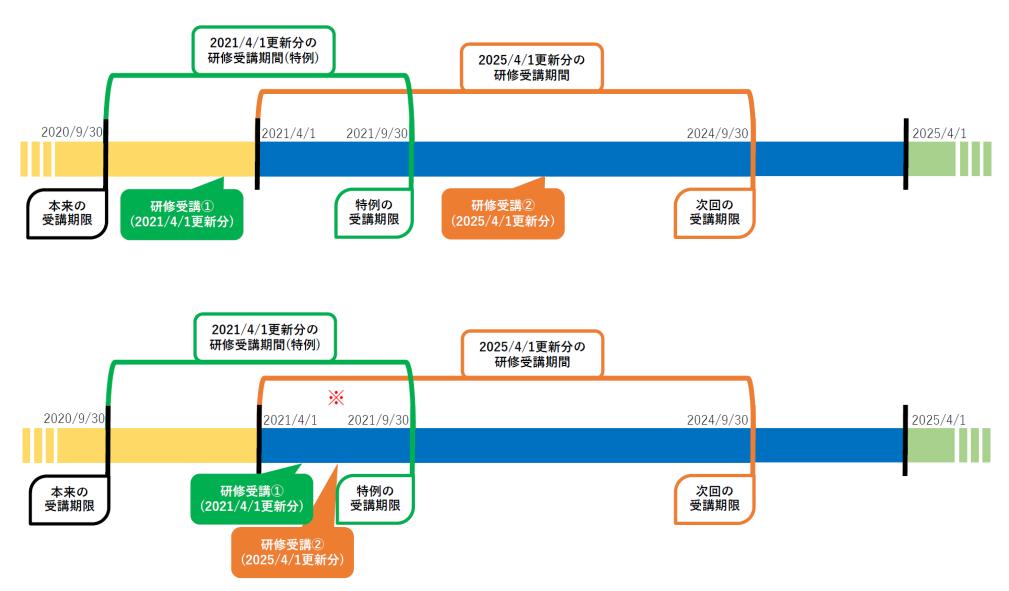
3月31日までに手続き(登録料の入金等)を完了してください。

2021年4月1日

資格が更新(再登録)され、後日、登録証(認定証)を送付いたします。

【2021年4月1日更新分の研修受講】※2020年9月30日までに所定の研修を修了できずに更新登録した場合 2020年10月1日~2021年9月30日 2021年9月30日までに2021年4月1日更新分の研修を受講してください。

# 【研修受講イメージ】



※ 2021/4/1~2021/9/30 に【2021 年 4 月 1 日更新分】として受講した研修は、【2025 年 4 月 1 日更新分】の実績とはなりません。【2025 年 4 月 1 日更新分】の研修は、上記のとおり【2021 年 4 月 1 日更新分】とは別に受講いただく必要がありますのでご注意ください。